

土木学会平成 16 年度全国大会

研究討論会 研-20 資料

## 景観法をどう使う？

### －景観整備新時代の行動計画－

座 長 佐々木葉 早稲田大学理工学部社会環境工学科教授  
話題提供者 高橋徹 高橋徹都市建築設計工房主宰  
筒井祐治 N P O 法人伊勢河崎まちづくり衆副理事長  
羽根博之 国土交通省中部地方整備局都市整備課長  
武藤隆晴 豊田市都市整備部都市整備課副主幹  
岐阜県郡上市基盤整備部建設政策課課長補佐

日 時 平成 16 年 9 月 8 日 16:30～18:15

場 所 愛知工業大学 9 号館 G 3402

景観・デザイン委員会

## はじめに

美しい国づくり政策大綱の発表以来、国が景観に対して再び積極的な動きを見せており、その象徴ともいえる景観法も成立した。こうした動向を歓迎し、この機に臨んで具体的どのようにすれば本当に美しい国、魅力的な景観形成が可能となるのだろうか。

もともと美観地区や建築協定、また景観条例といった景観をコントロールする制度は存在し、また街並み環境整備事業などの各種事業制度を活用して実績を上げている例はある。すでに景観に対する人々の意識も高く、行政も実行力のある地域では、景観法制定によって急に何かが変化することはないかもしれない。一方、これまで景観行政に積極的でなかった自治体は、昨年からの景観重視の流れに当惑しているのではないだろうか。法や制度に踊らされることなく、無駄な公共事業を増やすらず、地域の魅力を創造するためには何が必要なのか、これまでに実績をあげてこられた地域での取り組みを通して考えたい。

国が積極的に景観デザインを推進しようとした例として、平成元年に本格的に検討が開始された「シビックデザイン」がある。「地域の歴史・文化と生態系に配慮した、使いやすく美しい公共土木施設の計画・設計」と定義されたこの概念は極めて本質的なものであったが、バブルの影響もあって表層的な化粧に終わってしまった例も多く、必ずしも継続的、効果的な流れとはなりえなかつた。あるいは神奈川県真鶴町の「美の条例」は、画期的な制度として注目を浴びたが、その運営の手腕、人々の理解の醸成などの課題によって、期待されたほどの成果をあげているとは言がたい。

そもそも景観法の制定は、日本各地で制定されている景観条例では景観のコントロールに対する十分な実効力を持ち得ないため、それを担保するなんらかの根拠法をもとめる声に応えたものである。したがって、この法自体がオートマティックに地域の景観をコントロールするものではなく、地域の景観に対して戦略的な対応をとろうとする自治体に対して法的根拠をもつ手段を与えるものである。その手段が美観地区よりも多様に使える景観地区、点的資源の保全のための景観重要建造物・樹木、さらに道路や河川などの土木構造物が該当する景観重要公共施設などである。土木の分野においては、自然、田園地域での景観計画や景観重要公共施設がまずは直接的なかかわりを持ち、インフラストラクチャを含む面的な景観整備の展開が戦略的に可能になる（義務付けられる）ことへの対応が課題となろう。しかし、いずれの場合においても対象地域の設定、コントロールの内容を決定するには、地域住民における合意形成が課題となる。その場合も、歴史的なまちなみ保全などのように景観を支えるコミュニティの存在が比較的明快な場合だけでなく、共通認識が持ちにくい広域な市民間でのコミュニティづくりにも取り組む必要がある。その際、合意形成のモチベーションとして、当該地域の景観が観光的な価値を持つことを掲げることも当然予測されるが、観光文化がいまだ十分確立していない日本において、景観づくりが安易な商業主義に流れる危険性もはらんでいる。

以上のように、景観法制定がキックオフとなって始まった景観整備新時代は、その必要性のアピールと手段の手当てが先行した状況にあり、具体的な行動をどのように起こすのかは、まだ見えていない。しかし新しい時代を掛け声だけに終わらせないためにも、この機を逃さず、行動を開始したい。そのヒントは、景観法制定以前から、地域の特色を尊重し、地域住民とともに景観整備の実績を積んできた事例にあるといえる。そのような事例の推進役となってこられた方々にお集まりいただき、以下のような点について議論を行うことで、今後、景観行政を担う地方自治体が地域住民や組織とともに、法や制度、補助金などを使いこなして、美しいもの、地域の財産となるものを作り、守っていくための実践的な行動計画を、会場との議論も含めて探りたい。